新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外　２
令和元年12月27日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
37　新潟県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）
38　新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
39　新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）
教育委員会規則
３　新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則（生涯学習推進課）
４　新潟県立生涯学習推進センター規則の一部を改正する規則（生涯学習推進課）

規　　則

新潟県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第37号

新潟県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和40年新潟県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請） **第３条の２**　法<u>第４条第３項</u>の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請書には、省令第４条第１項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)・(2)　（略） （事務処理の特例） **第22条**　条例<u>第10条第６号</u>の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)　（略）	（毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請） **第３条の２**　法<u>第４条第４項</u>の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請書には、省令第４条第１項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)・(2)　（略） （事務処理の特例） **第22条**　条例<u>第10条第14号</u>の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)　（略）

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第22条の改正は、公布の日から施行する。

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第38号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（犬又は猫の引取りの申請等） **第19条**　条例第19条第１項第６号に規定する犬又は猫の引取りを申請する者又は同項第７号に規定する飼い犬の返還を受けようとする者は、別記第16号様式による犬又は猫の引取申請書又は別記第17号様式による抑留犬返還申請書を知事に提出しなければならない。	（犬又はねこの引取りの申請等） **第19条**　条例第19条第１項第６号に規定する犬又はねこの引取りを申請する者又は同項第７号に規定する飼い犬の返還を受けようとする者は、別記第16号様式による犬又はねこの引取申請書又は別記第17号様式による抑留犬返還申請書を知事に提出しなければならない。 （書類の経由） **第20条**　前条に規定する犬又はねこの引取申請書は、当該書類を提出する者が居住する市町村の長を経由して提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により市町村の長を経由することが困難であるときは、この限りでない。
第16号様式（第19条関係） （略） 犬又は猫の引取申請書 （略） （略）　頭 （略）	**第16号様式**（第19条関係） （略） 犬又は猫の引取申請書 （略） （略）　匹 （略）

附　則

この規則は、令和２年１月１日から施行する。ただし、別記第16号様式の改正は、同年４月１日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第39号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）
(1)～(149)　(略)	(1)～(149)　(略)
	(150)　毒物劇物製造業又は輸入業の登録申請経由手数料
(150)　(略)	(151)　(略)
(151)　(略)	(152)　(略)
	(153)　毒物劇物製造業又は輸入業の登録更新申請経由手数料
(152)　(略)	(154)　(略)
(153)　(略)	(155)　(略)
(154)　(略)	(156)　(略)
	(157)　毒物劇物製造業又は輸入業の登録変更申請経由手数料
(155)　(略)	(158)　(略)
(156)　(略)	(159)　(略)
(157)　(略)	(159)の２　(略)
(158)及び(159)　削除	
(160)～(417)　(略)	(160)～(417)　(略)
(418)　輸出水産動物に係る証明書交付手数料	
(419)　削除	
	(418)及び(419)　削除
(420)～(585)　(略)	(420)～(585)　(略)

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

教育委員会規則

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県教育委員会

教育長　稲　荷　善　之

新潟県教育委員会規則第３号

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則

新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この規則は、新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用料） **第５条の２**　使用者は条例第５条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。	（使用料） **第５条の２**　第３条第３項に該当する者が使用を許可されたときは条例第５条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。
２　（略）	２　（略）
（使用料の免除） **第５条の３**　条例第５条の２の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料の全部を免除する。 (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合（ただし、高等専門学校の第４学年以上の者が使用する場合を除く。） (2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合 ２　その他教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。	
別記 **第１号様式**（第４条関係） 使用申込書 （略） （略） 利用施設（利用日）　（略） 使用料の　□第５条の３第１項第１号該当（教	**別記** **第１号様式**（第４条関係） 使用申込書 （略） （略） 利用施設（利用日）　（略）

減免	育課程に基づく教育活動）　□第５条の３第２項該当（その他教育委員会が特に必要と認める場合）
（略）	

（略）

第２号様式（第５条関係）

使用許可書

（略）

（略）			
使用料	宿泊室	学齢に達しない者	のべ　人分　円
		小学生及び中学生	のべ　人分　円
		高校生等	のべ　人分　円
		そ の 他	のべ　人分　円
	（略）		
（略）			

（略）

（略）	

（略）

第２号様式（第５条関係）

使用許可書

（略）

（略）		
使用料	宿泊室	のべ　人分　円
	（略）	
（略）		

（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県立生涯学習推進センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県教育委員会

教育長　稲　荷　善　之

新潟県教育委員会規則第４号

新潟県立生涯学習推進センター規則の一部を改正する規則

新潟県立生涯学習推進センター規則（平成４年新潟県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改　正　後	改　正　前
（使用料の納入） **第７条の２**　条例第３条第２項の規定により、センターのホール、大研修室又は付属装置の使用の許可を受けた者は、条例第５条に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、所長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。	（使用料の納入） **第７条の２**　条例第３条第２項の規定によるセンターのホール又は大研修室の使用の許可を受けた者は、条例第５条に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、所長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。
（使用料の免除） **第７条の３**　条例第６条の規定により、県が主催する事業に使用する場合は、使用料の全部を免除する。	（使用料の免除） **第７条の３**　条例第６条の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料のうち、それぞれ当該各号に掲げる額を免除する。 (1)　県が主催する事業に使用する場合　全部の額 (2)　国又は県内の市町村が主催する事業に使用する場合　２分の１に相当する額
２・３　（略）	２・３　（略）
別表（第４条関係） (1)　（略） (2)　付属装置 オーバーヘッドカメラ　プロジェクター　ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ　ワイヤレスマイク　有線マイク	**別表**（第４条関係） (1)　（略） (2)　付属装置 オーバーヘッドカメラ　プロジェクター　ビデオデッキ　DVDデッキ　音響設備
別記 **様式第１号**（第６条関係） 新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可申請書 （略） （略） 付属装置　ホール　機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ　□プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・	**別記** **様式第１号**（第６条関係） 新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可申請書 （略） （略） 付属装置　ホール　機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ　□プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶ

		ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
（略）		
使用料の減免	□県が主催	
（略）		

（略）

様式第２号（第６条の２関係）

（略）

新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可書

（略）

（略）		
付属装置	ホール	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオ一体型ディー・ブイ・ディー・デッキ □ワイヤレスマイク □有線マイク
使　用　料	ホール	
	研修室	
	付属装置	
（略）		

		Dデッキ　□音響設備
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶＤデッキ　□音響設備
（略）		
使用料の減免	□県が主催　□国又は県内市町村が主催	
（略）		

（略）

様式第２号（第６条の２関係）

（略）

新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可書

（略）

（略）		
付属装置	ホール	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶＤデッキ　□音響設備
	研修室	機器操作担当者（　）□オーバーヘッドカメラ □プロジェクター　□ビデオデッキ　□ＤＶＤデッキ　□音響設備
使　用　料	ホール	
	研修室	
（略）		

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。